

協議第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成21年5月22日

原案承認 • 修正承認 • 継続審議

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名：全部会

協議項目	1 公共的団体等の取扱い	小項目名	01 公共的団体等
協議内容	公共的団体等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統合に努める。		
制度比較			
市町別内容	熊本市	城南町	
これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載		
相違点と課題			

公共的団体等一覧

番号	協議番号	公共的団体等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	消防団	消防団	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
2	18	交通安全協会	宇城地区交通安全協会（支部）	5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
3	18	地域婦人会連絡協議会	地域婦人会連絡協議会	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行う。	第4回協議会承認
4	18	校区防犯協会	防犯協会	熊本市の例に統一する。	第7回協議会承認
5	19	地域包括支援センター	地域包括支援センター	第5期介護保険計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第7回協議会承認
6	19	保健衛生審議会	健康生活推進協議会	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
7	19	食生活改善推進員協議会	食生活改善推進員連絡協議会	熊本市の例に統一する	幹事会承認
8	19	熊本市食品衛生協会	宇城地区食品衛生協会城南支会	5年間の経過措置を設定し、その間に関係機関と協議を行う。	幹事会承認
9	19	老人クラブ	老人クラブ	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議検討する。	第7回協議会承認
10	19	身体障がい者福祉協会連合会	障がい者福祉協議会	熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
11	19	熊本県精神保健福祉協会	宇城地域精神障害者家族会	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
12	19	社会福祉協議会	社会福祉協議会	両協議会において、現在協議中	別途協議による
13	19	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
14	20	子ども会育成協議会	子ども会育成者連合会	(補助金については) 熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
15	20	青少年健全育成連絡協議会	青少年健全育成町民会議	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
16	21	小・中緑の少年団	緑の少年団	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
17	22		工業振興連絡協議会	助成は5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては関係機関と協議調整する。	第6回協議会承認
18	22	石塘堰樋土地改良区他18件	緑川南部土地改良区他3件	熊本市に引き継ぐ。	幹事会承認
19	24	体育協会	体育協会	城南町体育協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
20	24		文化協会	城南町文化協会は、特例区の管理団体とする。	幹事会承認
21	24	P T A 協議会	P T A 連絡協議会	5年間経過措置を設け、その後関係団体と協議・調整を図る。	第5回協議会承認